

【申請書（表）の記入例】

全て基準日（申請する年の7月1日）現在の状況について記入願います。

※黒のペン又は、黒のボールペン(消せるボールペン等の使用は不可)を使用してください。

※黄色で塗りつぶしてる所を記入して下さい。

- ・保護者等は原則として親権者となります。親権者がいない場合は未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順になります。

- ・確認の上、レ印を記入してください。

- ・7月1日以降の日付を記入してください。

北海道知事 様

【私立用】

和 〇 年 〇 月 〇 日

奨学のための給付金受給申請書

該当する□にレ印を付けてください。

☐ 道府県民税・市町村民税所得割額非課税世帯

☒ 生活保護（生業扶助）受給世帯

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。

奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）の受給を申請します。

ふりがな 北海道太郎

申請者氏名 北海道太郎

申請者住所 〒060-8588
札幌市中央区北〇条西〇丁目〇-〇

連絡先電話番号 0112314111

高校生等との関係（〇を付けてください）
親権者・未成年後見人・里親・生計維持者・生徒本人・その他（ ）

e-mailアドレス ※ 申請書を学校に提出される方は記載不要です。

ふりがな 北海道一郎

氏名 北海道一郎

生年月日 昭和 18 年 10 月 11 日
(平成)

学校名（7月1日時点の在学学校） 旭川実業高等学校 普通

過去の高等学校等における在学期間 学校名 立 年 ~ 年
学校名 立 年 ~ 年

受給回数 昨年度までの給付金受給回数

保護者続柄 氏名 続柄 氏名
父 北海道太郎 母 北海道花子

扶養親族の状況

金融機関 〇〇 信用金庫 〇〇 本店支店 支所出張所

預金種目 口座番号

コード 金融機関コード 店番号

口座名義（漢字） 北海道太郎

口座名義（フリガナ） ホ ッ カ イ タ ロ ウ

※申請者本人の名義に限ります。

※裏面にも記載事項があります。必ずご確認ください。

①通信制・専攻科とそれ以外の別 通信制 〇 左記以外 〇 給付金支給額

②生活保護（生業扶助）受給関係 受給世帯 〇 非受給世帯 〇

③第1子と第2子以降の別 第1子 〇 第2子以降 〇

④加算額 有 〇 ※災害により、制服の購入が必要な場合（加算81,000円）

⑤確認方法 生業扶助証明書 〇 課税証明書等 〇（ ） 個人番号 〇（ ）

【申請書（裏）の記入例】

- 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）をいい、次の①～⑤を除きます。
- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③ 法人である未成年後見人
 - ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

・確認・誓約事項を確認の上、署名してください。

【確認・誓約事項】

次のことを確認し、「申請者氏名」欄に署名してください。

《非課税世帯・生活保護受給世帯の方共通》

- ・この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ・この申請書に虚偽の記載があった場合は、北海道の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・私は、北海道以外の都府県に奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）の申請は行っておりません。
- ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設設置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- ・この給付金の受給申請にあたり、高等学校等就学支援金の受給資格の認定状況、世帯の状況、生活保護（生業扶助）の受給状況、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の課税状況等、その他北海道知事が必要と認める事項について、関係機関（行政機関）と連携し、必要な情報を提供し、申請書の提出に当たっては、関係機関（行政機関）の給付金の申請は行っておりません。

《非課税世帯の方の世帯の状況》

- ・私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。
- ・【扶養親族の状況】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹については私が扶養しています。

【同意事項】 ※該当する口にレ印を付けてください。

- ・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任したので、給付金を学校長に支払うことについて委任します。



同意する



同意しない

【保護者等の収入の状況について】（該当する口にレ印を付けてください。）

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☒ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（生業扶助を受給している場合は、(2)以降の記載は不要です。）

（2）次の者の個人番号がわかる書類又は課税証明書を提出します。

① ☐ 親権者（面親）2名分

・レ印を記入してください。

必ず、7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（生業扶助の措置状況が確認できる生活保護受給証明書）を提出してください。

② ☐ 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

③ ☐ 主たる生計維持者1名分

・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

④ ☐ 生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

（3）次の理由により、個人番号がわかる書類又は課税証明書を提出しません。

☐ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）における就学支援金の申請・届出の際に、紙申請により保護者等の課税証明書等や個人番号カード(写)を提出している、又はオンライン申請の自己情報取得APIの活用により

・災害等(地震、豪雨等の自然災害、火災等被害)に該当の場合はご連絡下さい。
罹災証明書等の添付が必要です。

※個人番号を確認できる書類を提出した保護者等又はオンライン申請により個人番号カードを利用し収入状況を登録した保護者等は、必ずレ印を付けてください。
※新入生対象の早期給付を希望される場合は選択できません。（課税証明書を提出してください。）

【災害等により制服の再購入が必要な場合について】（該当する場合は、口にレ印を付けてください。）

☐ 罹災証明書等

☐ 制服の再購入に係る誓約書・証明書

【保護者等の扶養の状況について】（該当する場合は、口にレ印を付けてください。）

保護者等の扶養の状況が分かる書類を提出します。【※15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合】

☐ 扶養誓約書 ・ その他保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類()